

様式第1号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代表者氏名

(注) 押印省略

一般競争入札参加資格確認申請書

下記役務の調達に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達役務の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和6年4月23日

(2) 役務の名称 山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務

2 添付書類

(1) 公告3の(6)について、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関するJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001 の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明する書類（写し可）

(2) 公告3の(7)について、実績を証明する書類として、契約書の写し及びその契約の履行完了日が確認できる書類の写し。（共同企業体の構成員として当該システムを構築した実績及び当該システムの運用保守業務を行った実績を含む。）この場合において、債務負担行為又は長期継続契約に係る契約期間中の業務は、契約書の写し及び年度ごとに業務を完了し、検査に合格したことを証明する書類の写し

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第1－1号（競争入札参加資格者名簿未登載者用）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(注) 押印省略

競争入札参加資格審査申請書提出書

下記役務の調達に係る入札に参加したいので、別添のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出します。

なお、本件の入札公告に係る入札参加者の資格を有することについて、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達役務の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和6年4月23日

(2) 役務の名称 山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務

2 添付書類

(1) 公告3の(6)について、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関するJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていこと又はJIS Q 15001 の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明する書類（写し可）

(2) 公告3の(7)について、実績を証明する書類として、契約書の写し及びその契約の履行完了日が確認できる書類の写し。（共同企業体の構成員として当該システムを構築した実績及び当該システムの運用保守業務を行った実績を含む。）この場合において、債務負担行為又は長期継続契約に係る契約期間中の業務は、契約書の写し及び年度ごとに業務を完了し、検査に合格したことを証明する書類の写し

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第2号（競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代表者氏名

(注) 押印省略

競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

下記役務の調達に係る応札役務仕様書等について、別添のとおり提出しますので審査されたく申請します。

記

1 調達役務の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和6年4月23日
- (2) 役務の名称 山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務

2 提出書類

- (1) 応札役務仕様書

様式第5号（一般競争入札仕様書等に関する質問書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代表者氏名

(注) 押印省略

競争入札に関する質問書

下記役務の調達に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

1 調達役務の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和6年4月23日

(2) 役務の名称 山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務

2 質問事項等

様式第6号（入札書）

入 札 書

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

入札者 住 所 又 は 所 在 地^{*1}

氏名又は名称及び代表者名

印

〔 代理人氏名^{*2} 〕

印]

山形県財務規則及び本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。

記

入 札 金 額	¥
入札保証金額	免除
役務の名称 及び規格	山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務 (規格は仕様書のとおり)
数 量	一式
納 入 場 所 又は引渡場所	仕様書のとおり
履 行 期 間 又は履行期限	契約締結日から令和11年6月30日まで
摘要	入札説明書のとおり

備考 「摘要」欄には物件売扱契約に係る入札の場合にあっては代金納入期限等その他の場合にあっては必要事項を記入すること。

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入れること。

注：運用に当たっては、代理人氏名記入欄〔 〕、
備考※1及び※2は、必要に応じて加除すること。

様式第7号（委任状）

委任状

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者 氏名

(印)

私は を代理人と定め、下記の権限を
(使用印鑑)
委任します。

記

1 山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への
移行業務の入札並びに見積に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

業務委託契約書

委託業務の名称 山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務

委託期間 契約締結の日から令和11年6月30日まで

業務委託料 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

各会計年度内における業務委託料の支払限度額

システム移行に関する経費 (ソフトウェアの調達含む)

令和6年度 金 円

運用保守に関する経費 (現行)

令和6年度 金 円

運用保守に関する経費 (新規)

令和6年度 金 円

令和7年度 金 円

令和8年度 金 円

令和9年度 金 円

令和10年度 金 円

令和11年度 金 円

契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

頭書業務の委託について、委託者 山形県知事 吉村 美栄子 を発注者とし、受託者〇〇〇〇 〇〇〇〇を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、「委託仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施し、その結果（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとする。

2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

(業務遂行上の義務)

第2条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

(従事者の管理)

第3条 受注者は、従事者の氏名をあらかじめ発注者に通知するものとする。

2 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負う。

3 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(山形県情報セキュリティポリシー遵守義務)

第6条 受注者は、この契約による業務を実施するに当たっては、山形県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第7条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第8条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定に基づき第三者へ委託する場合は、当該第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、この契約に関する当該第三者の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

(契約内容の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

（談合等に係る契約解除）

第13条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（事故発生の通知）

第 14 条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

（業務完了報告等）

第 15 条 受注者は、月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

（一部完了報告書）

第 16 条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務のうち完了した部分について、報告を求めることができる。

(委託料の支払)

第17条 運用保守に関する経費について受注者は、第15条の検査に合格したときは、発注者に対し別紙「委託料の支払明細表」の額の委託料の請求書を提出するものとする。但し、システム移行に関する経費（ソフトウェアの調達含む）は会計年度末の支払いとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(前金払)

第18条の2 前条の規定にかかわらず、委託業務を行うため発注者が必要があると認めるときは、受注者は、前金払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して15日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第18条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第17条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、その責めに帰する理由により第15条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第17条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

(発注者の履行追完請求権等)

第19条 成果品がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(履行遅滞違約金)

第20条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(履行不能の場合の措置)

第21条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(裁判管轄合意)

第 22 条 この契約に関して生じた発注者、受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県知事 吉村 美栄子

受注者 (住所又は所在地)
(氏名又は名称及び代表者氏名)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

別紙

委託料支払明細表

○ システム移行に関する経費（ソフトウェアの調達含む）

対象年度	支払金額
令和6年度分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

○ 運用保守に関する経費（現行）

対象年月	支払金額
令和6年7月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和6年8月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和6年9月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和6年10月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和6年11月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和6年12月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年1月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

○ 運用保守に関する経費（新規）

対象年月	支払金額
令和7年2月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年3月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年4月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年5月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年6月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年7月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年8月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年9月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年10月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年11月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和7年12月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和8年1月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和8年2月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和8年3月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和8年4月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和11年4月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和11年5月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
令和11年6月分	〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）